

1 社随意契約する理由

工 事 名	簡改朝第2号 薦川浄水場 残留塩素計・次亜注入設備更新工事
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第2号の規定による (性質または目的)</p> <p>本工事は、衛生上の措置として水道法において義務付けられている塩素消毒後の残留塩素濃度を監視し、設定した残留塩素濃度を安定的に保つため必要となる滅菌設備の更新工事です。</p> <p>現在、薦川浄水場で稼働している滅菌設備は、浄水場の運用開始当初から下記事業者の設備が使用されて既に34年が経過しており、塩素薬液を扱う滅菌設備の性質から、早急な更新が必要であるものです。</p> <p>下記事業者は、当該浄水場の開設から現在に至るまで自社製の滅菌設備を維持管理しており、また、市内その他の浄水場においても同様に滅菌設備を一体的に管理しております。</p> <p>また、自社製品である当該の滅菌設備についてメンテナンスや修繕を行うことが可能な唯一の事業者であることから、下記業者と1社随意契約をするものです。</p>
随意契約の相手方	新潟市中央区女池明神三丁目12番地4 新潟オーヤラックス販売株式会社 代表取締役 豊 島 昇